

「軍事による平和」に対抗するために 私たちが知っておくべきこと

三宅 裕一郎（日本福祉大学）

1. 今、なにが起きているのか？

(1) 「安保関連3文書」（2022年12月16日）に基づく「防衛力の抜本的強化」

- 事実上の「先制攻撃」を可能とする「敵基地攻撃能力」（反撃能力）の保有
 - ミサイル技術を進展させる周辺国の脅威に対して、「必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力を活用した自衛隊の能力」を保有へ。
 - ※ 「スタンド・オフ防衛能力」とは、敵の射程圏外から攻撃を加える能力のこと。
 - なお、同年4月26日の自民党安全保障調査会「提言」では、「敵基地攻撃能力」としての「反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含む」ことが明記されるも、安保関連3文書は肯定も否定もせず。
- アメリカの「統合防空ミサイル防衛 (Integrated Air and Missile Defense: IAMD)」との融合
 - 「攻防一体の概念」とされ、従来のミサイル防衛による迎撃に加え、空からのあらゆる脅威（航空機・ミサイル）に対し得られた情報を統合・分析・処理して攻撃を行う、「防御と攻撃を一元的かつ最適に運用する体制」（稲葉義泰他『“戦える”自衛隊へ』（イカロス出版、2023年）66頁）。
 - ただし、アメリカ単独でIAMD能力を向上させることは不可能。そこで、同盟国との相互運用が決定的に重要かつ不可欠に。
 - 換言すれば、日本が「敵基地に攻撃に行くための情報があるか」といえば、この情報収集の手段ははっきり言ってまあほぼないと言って過言ではないと思います。…アメリカが今進めているIAMD構想、…このシステムに入らなければ全くその日本の反撃能力というのは機能しようがないわけですから、実質的にはこの中に取り込まれていくのであろうと」（2023年3月9日の参院予算委員会公聴会での半田滋氏の発言）

(2) 自衛隊配備の「南西シフト」強化

- 「琉球の弧」に番えられたミサイルという名の「矢」
 - 2010年12月の「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」において中国を念頭に、自衛隊配備の「空白地帯」とされてきた南西地域の防衛力強化を明記。
 - これを受け、2016年3月には与那国島に約170名の自衛官からなる「沿岸監視隊」を、2019年3月には奄美大島に約610名のミサイル部隊を、同じく宮古島に約700名のミサイル部隊を、そして2023年3月には石垣島に自衛隊基地を建設し約570名のミサイル部隊を配備。
 - 今後、宮古島や石垣島に配備した射程200kmのミサイルを、射程1000kmまで延伸して配備する計画。

(3) 「武器輸出」ルールの緩和化

- 他国の武器不足を補填する「下請け」役
 - 2023年12月22日、防衛装備移転三原則と運用基準の一部改定を閣議決定。
 - 外国企業が技術開発し日本企業が許可を得て製造する（ライセンス）武器の完成品を、ライセンス元の国に輸出することを解禁（要請がある場合には、第三国への輸送も可）。
 - また、非戦闘分野である「救難」「輸送」「警戒」「監視」「掃海」の5類型を目的とした外国の活動の場合には、業務や自己防護のためであれば殺傷能力のある武器の輸出も可能に。
 - これを受けて、アメリカ企業のライセンスを受けて国内で生産した地对空ミサイル・パトリオットをアメリカへ輸出することに。
 - 日本の「ライセンス元の8カ国には、イスラエルに武器輸出する米国やドイツが含まれる。ライセンス元の国の備蓄を補うことで、イスラエルなど紛争加害国への輸出が促進されかねない」（「武器取引反対ネットワーク」代表・杉原浩司氏へのインタビュー「朝日新聞」2024年1月6日付朝刊）。

2. 「軍事力による平和」の実像と限界を知る

(1) 「敵基地攻撃能力（反撃能力）」は、盤石かつ賢明な選択肢か？

- 攻撃対象の位置をリアルタイムに特定することの物理的困難性
 - 一般に、現在のミサイル発射システムは車載式となっており、常時移動可能。それを特定するための日本の情報収集衛星能力は、現状不十分・・・。
 - ↓ つまり、日本による「敵基地攻撃」は、アメリカのスパイ衛星網による情報頼み（ここでも対米依存！）
- 日本に対する相手国の攻撃「着手」タイミングの判定困難性
 - 日進月歩で進展する軍事テクノロジーにより、ミサイルを起動するための燃料は液体式のものから固体式のものと変化することで、発射までの準備時間が大幅に短縮されるように・・・。

- 相手国からのすべての反撃に対する対処不可能性と、それに伴う被害の甚大性
→同時に発射される反撃のミサイル（ダミーも含まれる）をすべて迎撃することは、もとより不可能。「敵基地攻撃」は、ひるがえってどれだけの被害を私たちにもたらすのか…。

(2) 「自衛」や「抑止力」というレトリック（聞き心地の良い言葉）のもつ罣

- 〈安全圏から敵の機先を制して攻撃を行う〉ことさえ「自衛」によって正当化しようとする昨今の潮流
→例えば、アメリカは秘密作戦として、諜報機関の情報に基づき、諸外国でテロリストが潜んでいるとされるエリアを無人攻撃機（ドローン）によってピンポイントで爆撃する作戦を展開しているが、これを自衛権の行使によって正当化。
→まさしくこれは、日本が今推し進める「敵基地攻撃」を正当化する論理と軌を一にするもの。
→つまり、「攻撃は最大の防御」！？
- 常につきまとう「自衛」の濫用の危険性
→「我々は、イスラエルが再発を防ごうとする中、国際法に従って自国及び自国民を守るイスラエルの権利を強調する」（G7外相声明（2023年11月8日））。
→「ドンバス（注－ウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州）の人民共和国はロシアに助けを求めてきた。これを受け、国連憲章第7章51条（注－集団的自衛権）…に基づき、…特別な軍事作戦を実施する決定を下した」（ウクライナ侵攻に際してのプーチン大統領の演説（2022年2月24日））。
- 「抑止力」の正確な効果は検証可能か？
→軍事力に一定の抑止機能があるとしても、敵となる国家が実力を行使しない「現状維持の効果」が軍事力の抑止機能によるということを証明するのは困難」（防衛大学校安全保障学研究会編著『安全保障学入門（新訂第5版）』（亜紀書房、2020年）106頁）。
→むしろ、相手側が実力行使を思いとどまるのは、次のような要因が機能していることも考えられるのではないか？すなわち、「経済・財政への影響の配慮、紛争の平和的解決への国民の期待の強さ、政権担当者による政権への執着の度合い、外交交渉の卓越性」（小澤隆一「戦争法案の息の根を止めよう―『安保環境』論・『抑止力』論にどう向き合うか―」『憲法運動』44号（2015年）12頁）。
→また、「抑止力」や「自衛力」の上限を測るものさしは存在するか？
→つまるところ、「抑止力」としての「必要最小限度の自衛力の具体的な限度は、その時々国際情勢や科学技術等の諸条件を考慮し、決せられる」（前掲、自民党安全保障調査会「提言」）のではないか？

3. 「軍事によらない平和」の実現に向けたアプローチ

(1) 軍事を動かす「政治」を私たちがコントロールするという発想の共有を

- 戦争は「政治」が行った決断（失敗）であるということ
 - 「政治が対立を激化させておいて、軍隊に戦争を抑止させようとしても、それは無理です。戦争を避けるという点で、軍の失敗を政治がカバーすることはできますが、政治の失敗を軍がカバーすることはできないのです」（柳澤協二「抑止に替わる戦略はあるか」柳澤他『抑止力神話の先へ—安全保障の大前提を疑う』（かもがわ出版、2020年）24頁）。
 - だからこそ、私たちは戦争を回避するためにも、「政治」を選択するところ（すなわち、選挙）からさかのぼって、しっかり判断し行動しなければならない。
- 「自衛」を口実として軍事を動かす「政治」にブレーキをかけるには？
 - 軍事を動かす政治のリアル（本音）とは、なにか？本当に、国民の生命及び財産を守るため？
 - 軍事を動かすことでもたらされるであろう結果を析出し、そこに内在する問題（不合理性、非賢明性、無益性）を共感の得られる「表現力」でいかに広く市民間で伝達し共有していくことができるか？
- 〈『不断の外交努力』こそが持続可能な安全保障につながる〉という視点の重要性
 - なにより、戦争を回避するためにあらゆる手段を尽くすこと（これが政治の役割）こそが、持続可能な安全保障になるということを広く共有する必要性！
 - 「台湾有事は、避けられない定められた運命ではない。日本有事に発展するかどうか、日本の選択にかかっている。回避する道のりがいかに困難であっても、耐えがたい戦争を受け入れる困難さは外交による問題解決の困難を上回る。政治は、最後まで外交を諦めてはならない」（新外交イニシアティブ(ND)「政策提言 戦争を回避せよ」（2022年11月））。

(2) 「ひとたび戦争が始まれば、私たちは当事者（協力者）になる」という認識の覚醒を

- 現代戦は軍隊のみが遂行するのではなく、民間の有するリソースが動員される！
 - 「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、…民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる」（「国家安全保障戦略」25頁）。
 - 2015年安保法制（事態対処法2条7号、8号）では、「武力攻撃事態等」（個別的自衛権発動の場面）に際して様々な分野の民間企業（指定公共機関）に、国・自衛隊への協力の責務が。
 - つまり、ひとたび戦争が始まれば、医療、放送、道路、空港、電気・ガス、運輸、鉄道、通信など、私たちの日常生活に密接にかかわりのある分野が、「軍事優先」で動員されることも。

(3) 「マルチトラック外交」の可能性

・マルチトラック外交とは？

→「国家の行う外交のみならず、たとえば、議員、地方公共団体、業界団体、専門家、そしてNGOや市民団体といった存在による外交」（猿田佐世『自発的対米従属—知られざる「ワシントン拡声器」—』（角川新書、2017年）208頁）。

・地方自治体の取り組み

→静岡県地域外交局（2011年4月）、群馬県地域外交課（2020年4月）、沖縄県地域外交室（2023年4月）が、地域外交基本方針を策定（もしくは策定準備中）し様々な取り組みを展開。

→例えば、沖縄県の地域外交基本方針（仮称）案では、「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」として、「平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指します」と明記。

・少数の「既得権益」層の声のみが反映される外交から、市民の声が反映される外交へ

→「残念なことに国際関係の歴史には、政府のエリートが推進した誤った政策のせいで起きた悲劇は数多くあります。たいていの場合、こうした誤りで苦しむのは市民や大衆です。これは言い換えると、市民は、賢明な自己の関心事として、国際的な問題に積極的に関与しなければならない、ということになります」（マイク・モチヅキ「新しい外交を拓くネットワーク」猿田佐世『新しい日米外交を切り拓く—沖縄・安保・原発・TPP、多様な声をワシントンへ—』（集英社、2016年）240頁）。

(4) アメリカ、アジアの市民などとの「連帯」の必要性

—「平和を愛する諸国民の公正と信義」の「結集」を！—

・アメリカ国内における軍事政策に批判的な層の存在

→アメリカによる軍事行動に対する違憲訴訟などをたびたび提起してきたアメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union: ACLU）や憲法権利センター（Center for Constitutional Rights: CCR）、あるいは、「世界中のアメリカの同盟関係を再構築すること」などを掲げる進歩的議員連合（Congressional Progressive Caucus）（約70名からなる連邦議会民主党下院議員を中心とする議員集団）など。

・日米の軍事政策（日米安保体制）に対する日米の「連帯」を通じた統制可能性の模索

→「米国の民衆、メディア、世論が他国の民衆の問題提起を受けとめ、連邦議会と連動すると、米国のミリタリー、武力行使をコントロールしうる可能性が生まれる」（君島東彦「平和憲法の再定義—予備的考察—」『平和研究』39号（2012年）10-13頁参照）。

→そして、こうした動きを媒介とし、日米安保体制の当事国であるアメリカ、そしてアジア諸国の市民との連携の動きが、「日本での日米安保体制批判の世論や運動の高まり、さらにアジア諸国・諸地域での動きと結びつけば、アメリカ支配層の政策に一定の影響を与えることも考えられなくはない」のではないかと（隅野隆徳「日米安保体制の構造転換と非軍事化」深瀬忠一他編『恒久世界平和のために』（勁草書房、1998年）532頁）。